

第 88 号議案

損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 30 日提出

豊川市長 竹本 幸夫

記

1 事件の概要

令和 3 年 10 月 26 日豊川市民病院において相手方に対し心房粗動による心臓カテーテルアブレーション治療を行ったところ、治療に伴い発症した心原性脳梗塞の診断が遅れたことが相手方に認知機能の著しい低下の障害が生じた一因となった可能性があるもの

2 損害賠償の額

5,000,000 円

3 損害賠償の相手方

新城市在住の 50 代男性